



発行 新潟県

第 50 号

平成27年6月30日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

訓 令

10 平成27年の夏季における朝型勤務の実施に伴う新潟県職員服務規程の特例を定める規程（人事課）

告 示

- 935 軽油引取税に係る特約業者の指定（税務課）
- 936 農用地利用配分計画の認可（地域農政推進課）
- 937 小型機船底びき網漁業の許可及び起業の認可の申請期間（水産課）
- 938 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出（水産課）
- 939 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出（水産課）
- 940 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 941 道路の区域変更（道路管理課）
- 942 道路の供用開始（道路管理課）
- 943 道路の区域変更（道路管理課）
- 944 道路の供用開始（道路管理課）
- 945 都市公園の区域変更と供用開始（都市整備課）
- 946 車両のうち自転車に限り乗り入れができる場所の指定（都市整備課）
- 947 都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道課）

公 告

- 大規模小売店舗の新設（商業・地場産業振興課）
- 職業訓練指導員試験の実施（職業能力開発課）
- 海洋生物資源の保存及び管理に関する県計画の変更（水産課）
- 公聴会の開催（都市政策課）
- 公聴会の開催（都市政策課）

病院局公告

新潟県立加茂病院医療情報システム要件定義等支援業務プロポーザルの結果（病院局業務課）

企業局管理規程

- 7 新潟県電気事業の電気工作物保安規程の一部を改正する規程（企業局施設課）

選挙管理委員会告示

- 53 政治資金規正法による政治団体の届出（選挙管理委員会）
- 54 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出（選挙管理委員会）
- 55 政治資金規正法による政治団体の解散の届出（選挙管理委員会）
- 56 政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨（期限後提出分）（選挙管理委員会）
- 57 政治資金規正法による資金管理団体の届出（選挙管理委員会）
- 58 政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出（選挙管理委員会）
- 59 政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消し等の届出（選挙管理委員会）

教育委員会公告

特定調達契約の落札者等（新潟県立図書館）

労働委員会告示

- 5 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項に基づく労働組合法第2条第1号に規定する者の範囲の認定（労働委員会事務局総務課）

新潟海区漁業調整委員会指示

- 8 水産動植物の採捕禁止 (新潟海区漁業調整委員会)
- 9 水産動植物の採捕禁止 (新潟海区漁業調整委員会)

訓 令

◎新潟県訓令第10号

本 庁
地 域 機 関

平成27年の夏季における朝型勤務の実施に伴う新潟県職員服務規程の特例を定める規程を次のように定める。

平成27年6月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

平成27年の夏季における朝型勤務の実施に伴う新潟県職員服務規程の特例を定める規程
(趣旨)

第1条 この規程は、平成27年の夏季における朝型勤務（始業の時刻を繰り上げて行う勤務をいう。以下同じ。）の実施に伴い、知事の事務部局に属する一般職の職員（以下「職員」という。）の平成27年7月13日から同年8月31日までの間の勤務時間の割振りについて、新潟県職員服務規程（昭和35年3月新潟県訓令第6号。以下「服務規程」という。）第5条第1項の特例を定めるものとする。

(勤務時間の特例)

第2条 所属長（服務規程第1条の2に規定する所属長をいう。以下同じ。）は、前条の期間の全部又は一部について職員が請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、当該職員に当該請求に係る早出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が夏季における朝型勤務を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。）をさせるものとする。この場合において、所属長は、勤務時間の割振りを行った後、遅滞なく総務管理部長に報告するものとする。

(実施細目)

第3条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

告 示

◎新潟県告示第935号

地方税法（昭和25年法律第226号）第144条の9第1項の規定により、軽油引取税に係る特約業者として次のとおり指定した。

平成27年6月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 特約業者の名称及び代表者の氏名
宏商物産株式会社
代表取締役 佐藤 肇
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
新潟県新潟市西区流通センター2丁目1番地3
- 3 指定年月日
平成27年6月1日

◎新潟県告示第936号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成27年6月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	17者	下相川字後田1番1ほか100筆 19.4ha
胎内市	21者	乙字中野881番ほか218筆 23.9ha
新潟市	10者	北区松潟1272番ほか97筆 8.8ha
五泉市	3者	南田中字大ハゲ甲6番1ほか81筆 6.9ha
長岡市	6者	来迎寺字原2847番1ほか1,166筆 26.8ha
南魚沼市	43者	東泉田字前島710番2ほか459筆 45.2ha

十日町市	8 者	字向島新田丑664番ほか40筆 5.7ha
津南町	2 者	大字上郷宮野原8799番 1 ほか14筆 1.2ha
妙高市	1 者	広島 2 丁目441番 1 ほか22筆 1.0ha
糸魚川市	5 者	大字根小屋2568番ほか108筆 9.5ha
佐渡市	60者	大字下久知字腰沖2216番ほか440筆 57.1ha
合 計	176者	2,755筆 205.5ha

2 認可年月日

平成27年 6 月26日

◎新潟県告示第937号

新潟県漁業調整規則（昭和39年新潟県規則第67号）第8条第2項及び第21条第3項の規定により、小型機船底びき網漁業の許可及び起業の認可の申請期間を次のとおり定めた。

平成27年 6 月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 漁業の名称 手繰第1種漁業（機船手繰網漁業）
その他の小型機船底びき網漁業（板びき網漁業）
- 2 申請期間 平成27年 7 月21日から平成27年 8 月 3 日まで

◎新潟県告示第938号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第3項において準用する第105条の2第3項の規定による次の区域内特定養殖業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第125条の6第1項に規定する要件に適合すると認めた。

なお、当該同意に基づく共済契約締結の申込み又は規約設定に係る義務の効力は、平成27年 7 月 5 日から生ずるものとする。

平成27年 6 月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 発起人の住所及び氏名
新潟県佐渡市新穂潟上1665-1
永井 吉二
新潟県佐渡市新穂潟上220
伊藤 英俊
- 2 区域
加茂湖漁業協同組合の地区のうち新穂潟上の区域
- 3 区分
かき養殖業
- 4 届出年月日
平成27年 6 月12日

◎新潟県告示第939号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第3項において準用する第105条の2第3項の規定による次の区域内特定養殖業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第125条の6第1項に規定する要件に適合すると認めた。

なお、当該同意に基づく共済契約締結の申込み又は規約設定に係る義務の効力は、平成27年 7 月 5 日から生ずるものとする。

平成27年 6 月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 発起人の住所及び氏名
新潟県佐渡市吾潟728-1
北見 辰夫
新潟県佐渡市吾潟1519-3

土屋 哲二

2 区域

加茂湖漁業協同組合の地区のうち吾潟の区域

3 区分

かき養殖業

4 届出年月日

平成27年6月12日

◎新潟県告示第940号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、長岡市及び見附市の一部を受益地域とする県営大江中流部地区農業用排水施設整備（かんがい排水「一般型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年6月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成27年7月1日から平成27年7月29日まで

3 縦覧に供する場所

長岡市役所及び見附市役所

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
- (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第941号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年6月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 道路の種類 県道

2 路線名 雷土新田浦佐線

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
魚沼市大浦字八色原 954 番から	新	7.5～18.6メートル	232.8メートル
同市十日町字八色原1693番2まで	旧	7.5～13.0メートル	232.8メートル

◎新潟県告示第942号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年6月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 路線名 県道 雷土新田浦佐線

- 2 供用開始の区間
魚沼市大浦字八色原954番から同市十日町字八色原1693番 2 まで
- 3 供用開始の期日 平成27年 6 月30日

◎新潟県告示第943号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から 2 週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年 6 月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 350号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市千種字後田丙 316 番 3 から 同市中原字坪ノ内591番 3 まで	新	(A) 8.5～31.9メートル	4,157.7メートル
佐渡市千種字谷地658番 1 から 同市八幡字清水1267番 1 まで		(B) 14.0～49.0メートル	3,930.8メートル
佐渡市千種字後田丙 316 番 3 から 同市中原字坪ノ内 591 番 3 まで	旧	(A) 8.3～31.9メートル	4,157.7メートル
佐渡市千種字谷地658番 1 から 同市長木字竹の花1060番まで		(B) 14.0～47.0メートル	3,137.2メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第944号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から 2 週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年 6 月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路 線 名 一般国道 350号
- 2 供用開始の区間
佐渡市東大通字中江1227番 3 から同市東大通字上江2243番 1 まで及び佐渡市長木字竹の花1060番から同市八幡字清水1267番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成27年 6 月30日

◎新潟県告示第945号

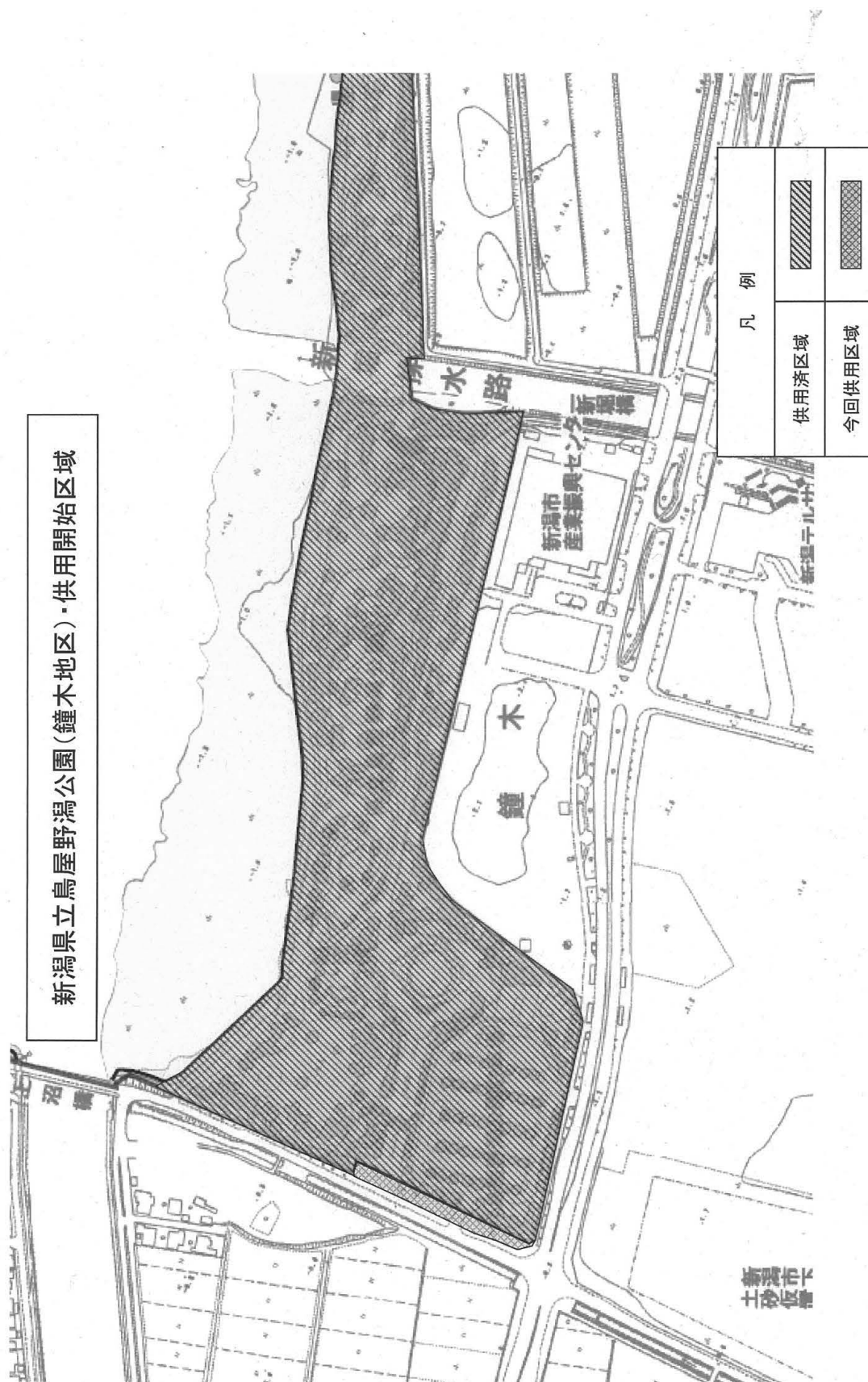
都市公園法（昭和31年法律第79号）第 2 条の 2 及び新潟県都市公園条例（昭和60年新潟県条例第46号）第14条の規定により、都市公園の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

平成27年 6 月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 都市公園の名称
新潟県立鳥屋野潟公園
- 2 都市公園の位置
新潟市中央区久蔵興野字中沖、鐘木、清五郎字川西及び字川東、長潟字大場、字宮谷内、字新田前、字長潟、字長谷内及び字北谷内並びに女池南 3 丁目

- 3 変更に係る都市公園の区域
新潟市中央区久蔵興野字中沖の一部（別紙図面のとおり）
- 4 変更に係る区域の供用開始の期日
平成27年7月1日



◎新潟県告示第946号

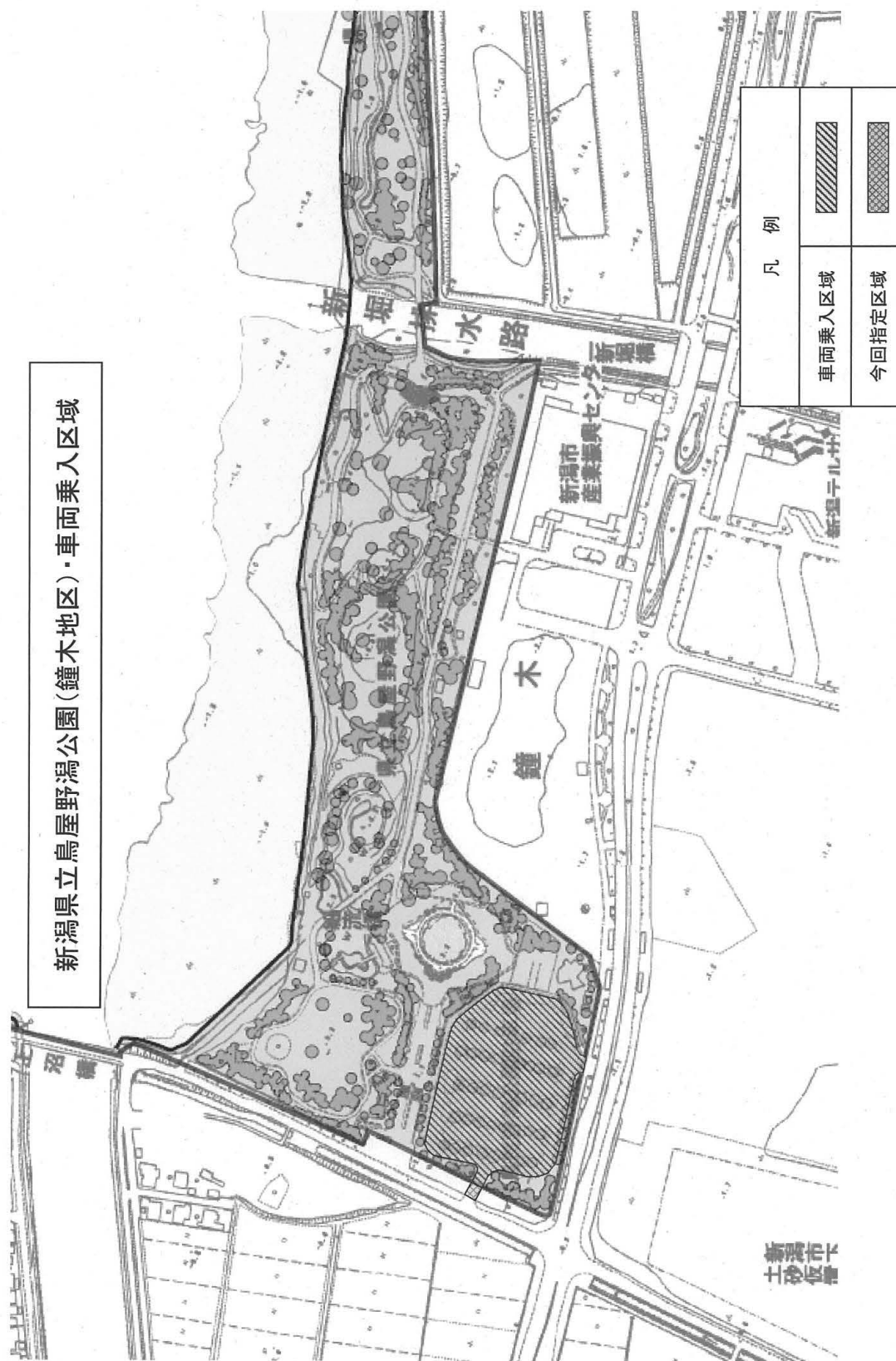
新潟県都市公園条例(昭和60年新潟県条例第46号)第4条第8号に規定する車両の乗り入れができる場所を次

のとおり指定する。

平成27年 6 月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 都市公園の名称
新潟県立鳥屋野潟公園
- 2 公園施設の種類
駐車場
- 3 位置
新潟市中央区久蔵興野字中沖の一部
- 4 区域
別紙図面のとおり



◎新潟県告示第947号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり

認可した。

平成27年 6 月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 施行者の名称
新潟市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 新潟都市計画下水道事業
 - (2) 名称 新潟市白根公共下水道
- 3 事業施行期間
平成 9 年12月19日から平成28年 3 月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成 9 年新潟県告示第2779号、平成15年新潟県告示第2099号及び平成22年新潟県告示第559号の事業地のうち南区白根水道町地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分
なし

公 告

大規模小売店舗の新設について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から 4 月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成27年 6 月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 （仮称）喜多町ショッピングセンター
所在地 長岡市喜多町土地区画整理事業地内 4 街区
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
 - ・氏名又は名称 中興ビルディング株式会社
 - 法人代表者氏名 代表取締役 細川 恭一
 - 住所 長岡市喜多町1078番地 1
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
 - ・氏名又は名称 ダイレックス株式会社
 - 法人代表者氏名 代表取締役 貞方 宏司
 - 住所 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
 - ・ほか 3 者
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成28年 2 月20日
- 4 大規模小売店舗の店舗面積の合計
計3,615平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・収容台数 計265台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり

- ・収容台数 計67台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・面積 計202平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - ・容量 計31立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ・ダイレックス株式会社及び未定 1 者
午前 9 時から午後10時
 - ・有限会社ワンラブ
午前10時から午後 8 時
 - ・未定 1 者
午前 6 時から午後 9 時
 - (2) 来客が駐車場を利用できる時間帯
午前 5 時30分から午後10時30分
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ・出入口の数 4 箇所
 - ・位置 届出書に添付された図面のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - ・荷さばき施設 1、2、4、5
午前 6 時から午後 9 時
 - ・荷さばき施設 3
午後10時から翌午前 6 時
- 7 届出年月日
平成27年 6 月19日
- 8 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、長岡市商工部商業振興課でも閲覧ができます。)
- 9 縦覧期間
平成27年 6 月30日から平成27年10月30日まで
- 10 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ng050020@pref.niigata.lg.jp

職業訓練指導員試験の実施について（公告）

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条第1項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成27年 6 月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 試験を実施する職種
 - (1) 実技試験及び学科試験を実施する免許職種
溶接科
 - (2) 学科試験のうち指導方法試験を実施する免許職種
職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11に掲げる免許職種
- 2 試験の科目

試験職種	試験の科目
------	-------

溶接科	[実技試験] 1 溶接 2 ガス切断 [学科試験] 1 指導方法 職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関連法規 2 関連学科 (1) 系基礎学科 ア 材料（材料力学、金属材料） イ 製図（読図法） ウ 溶接法（ガス溶接法、ガス切断法、アーク溶接法、電気抵抗溶接法、炭酸ガス溶接法、熱処理法） エ 測定法（測定用具及び機器、測定法） オ 安全衛生（安全管理、衛生管理） (2) 専攻学科 ア 特殊溶接法（アルゴンアーク溶接法、プラズマ溶接法、レーザー加工法） イ 試験検査法（試験検査機器、破壊検査、非破壊検査、関係法規）
1の(2)に掲げる免許職種	[学科試験] 指導方法

3 受験資格

- (1) 職業訓練指導員試験を受けることができる者は、次の者とする。
- ア 職業能力開発促進法第44条第1項の技能検定に合格した者
- イ 職業能力開発促進法施行規則第45条の2第2項及び第3項に規定する者
- ※ 詳しくは受験案内に掲載しますのでご確認ください。
- (2) (1)にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、職業訓練指導員試験を受けることができない。
- ア 成年被後見人又は被保佐人
- イ 禁錮以上の刑に処せられた者
- ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消の日から2年を経過しない者

4 試験の期日

- (1) 学科試験 平成27年9月10日（木）午前10時から
- (2) 実技試験 平成27年9月11日（金）午前9時から

5 試験場所

県立新潟テクノスクール（新潟市中央区鑑西1-11-2）

6 受験手続き

(1) 試験の申込みに必要な書類

受験申込書、履歴書、写真票、受験票、受験資格及び免除資格を証する書類（技能検定合格証書の写し、資格免許証等の写し、卒業証明書、履歴証明書、実務経験証明書等）、写真2枚（45mm×35mmの大きさで申請前6ヶ月以内に撮影した正面脱帽上半身像）、52円切手1枚及び受験手数料

(2) 受験手数料

学科試験3,100円、実技試験15,800円（新潟県収入証紙を受験申込書に貼付すること。）

ただし、実技試験又は学科試験の全部の免除を受けることができる者にあつては不要。なお、受験申込書を受理した後は、手数料の返還は行わない。

(3) 申込書類の提出先

郵便番号950-8570（新潟県庁専用郵便番号）

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県産業労働観光部職業能力開発課指導係

なお、郵送の場合は封書に「指導員試験受験申込書在中」と朱書きし、必ず書留郵便とすること。

(4) 申込書類の受付期間

平成27年7月27日（月）から平成27年8月7日（金）まで

なお、郵送の場合は8月7日の消印があるものまで有効とする。

7 受験票の交付

受験申込書を受理したときは、試験日の一週間前までに受験票を送付する。

8 合格発表

平成27年 9 月25日（金）に受験者全員に合否の結果を通知するほか、合格者の受験番号を新潟県ホームページに掲載する。

9 受験申込書の配布

(1) 配布場所

機 関 名	連 絡 先
新潟県産業労働観光部職業能力開発課	〒950-8570 新潟市中央区新光町 4-1 TEL 025-280-5262（直通）
県立新潟テクノスクール	〒950-0915 新潟市中央区鑑西 1-11-2 TEL 025-247-7361
県立上越テクノスクール	〒943-0171 上越市大字藤野新田333-2 TEL 025-545-2190
県立三条テクノスクール	〒955-0024 三条市柳沢353-2 TEL 0256-38-8520
県立魚沼テクノスクール	〒949-7413 魚沼市堀之内3335-1 TEL 025-794-2410
新潟職業能力開発短期大学校	〒957-0017 新発田市新富町 1-7-21 TEL 0254-22-1781
新潟職業能力開発促進センター	〒940-0044 長岡市住吉 3-1-1 TEL 0258-33-2420

(2) 郵送による配布

140円切手を貼付し、あて先を明記した返信用封筒（角形2号）を同封のうえ、上記職業能力開発課あて請求すること。なお、送付する封筒に「指導員試験受験申込書請求」と朱書きすること。

10 その他

(1) 受験の注意事項（実技試験に関する携行品等）については、後日受験者に通知する。

(2) 試験について不明な点は、前記職業能力開発課に問い合わせること。

海洋生物資源の保存及び管理に関する県計画の変更について（公告）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項及び第8項の規定により新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の一部を次のとおり変更し、平成27年 7 月 1 日から適用する。

平成27年 6 月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

海面漁業の生産量、生産額及び経営体数に関する数値を最新のものに更新した。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの平成27年の漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項
まさば及びごまさばの知事管理量を若干に、ずわいがにの知事管理量を450トンに変更した。

3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

平成27年のずわいがにの採捕の種類別の数量を次のとおりとした。

ずわいがにかご漁業	22トン
小型機船底びき網漁業	223トン
刺し網漁業	187トン
その他のかご漁業等	18トン

公聴会の開催について（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、新潟都市計画の変更の素案について、次のとおり公聴会を開催する。

平成27年6月30日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

1 公聴会の日時

平成27年8月1日（土）午前10時から

2 公聴会の開催場所

新潟市西区寺尾東3丁目14番41号

西区役所健康センター棟3階 大会議室

3 事案の概要

別紙「新潟都市計画区域区分の変更（新潟県決定）」のとおり。

4 素案の縦覧

新潟県三条地域振興局地域整備部計画調整課、新潟市都市政策部都市計画課、新潟市西区建設課、新潟市西蒲区建設課及び燕市都市整備部都市計画課において、7月14日（火）まで縦覧に供する。

5 公聴会に出席して意見を述べることができる者

新潟市及び燕市の住民並びに本都市計画に利害のある人

6 公述申出の方法

変更の素案について意見のある者は、公述申出期限までに、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した知事及び新潟市長宛の書面を公述申出先へ提出することにより申出を行う。

7 公述申出期限

平成27年7月14日（火）（必着のこと。）

8 公述申出先及び問合せ先

(1) 三条市興野1丁目13番45号（〒955-0046）

新潟県三条地域振興局地域整備部計画調整課

電話 0256-36-2308

(2) 新潟市中央区学校町通1番町602番地1（〒951-8550）

新潟市都市政策部都市計画課

電話 025-226-2679

(3) 新潟市西区寺尾東3丁目14番41号（〒950-2097）

新潟市西区建設課

電話 025-264-7670

(4) 新潟市西蒲区巻甲2690番地1（〒953-8666）

新潟市西蒲区建設課

電話 0256-72-8570

(5) 燕市吉田西太田1934番地（〒959-0295）

燕市都市整備部都市計画課

電話 0256-77-8263

9 公述人の決定

公述人を決定したときは、当該公述人にその旨を通知する。

10 費用負担

公述人の陳述に要する費用は、すべて公述人の負担とする。

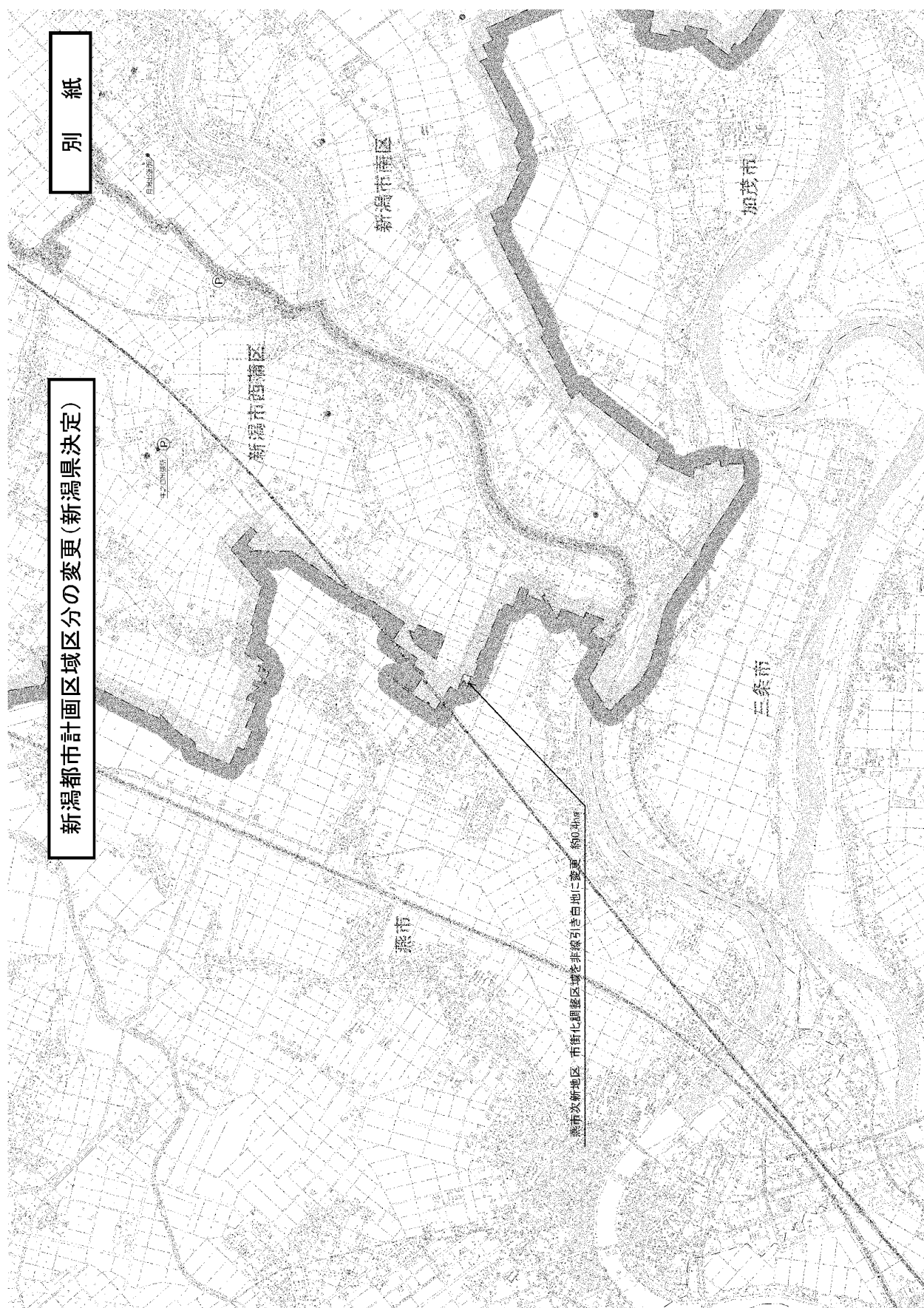
11 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会の開催予定時刻までに、係員の指示に従って公聴会の会場に入室すること。

なお、会場への入室は、午前9時30分から先着順で行い、公聴会の開催予定時刻前であっても、定員の30名になり次第終了する。

12 公聴会の中止

公述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。公聴会の傍聴を希望する者は、開催の有無について、あらかじめ問合せ先へ確認すること。



都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、新潟都市計画の変更の素案について、次のとおり公聴会を開催する。

平成27年6月30日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

1 公聴会の日時

平成27年8月3日（月）午後2時から

2 公聴会の開催場所

新発田市中央町4丁目11番7号

中央公民館 講堂

3 事案の概要

別紙「新潟都市計画区域区分の変更（新潟県決定）」のとおり。

4 素案の縦覧

新潟県新発田地域振興局地域整備部計画調整課及び新発田市地域整備課において、7月14日（火）まで縦覧に供する。

5 公聴会に出席して意見を述べることができる者

新発田市の住民及び本都市計画に利害のある人

6 公述申出の方法

変更の素案について意見のある者は、公述申出期限までに、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した知事及び新発田市長宛の書面を公述申出先へ提出することにより申出を行う。

7 公述申出期限

平成27年7月14日（火）（必着のこと。）

8 公述申出先及び問合せ先

(1) 新発田市豊町3丁目3番2号（〒957-8511）

新潟県新発田地域振興局地域整備部計画調整課

電話 0254-26-9653

(2) 新発田市中央町5丁目2番13号（〒957-0053）

新発田市地域整備課

電話 0254-26-3555

9 公述人の決定

公述人を決定したときは、当該公述人にその旨を通知する。

10 費用負担

公述人の陳述に要する費用は、すべて公述人の負担とする。

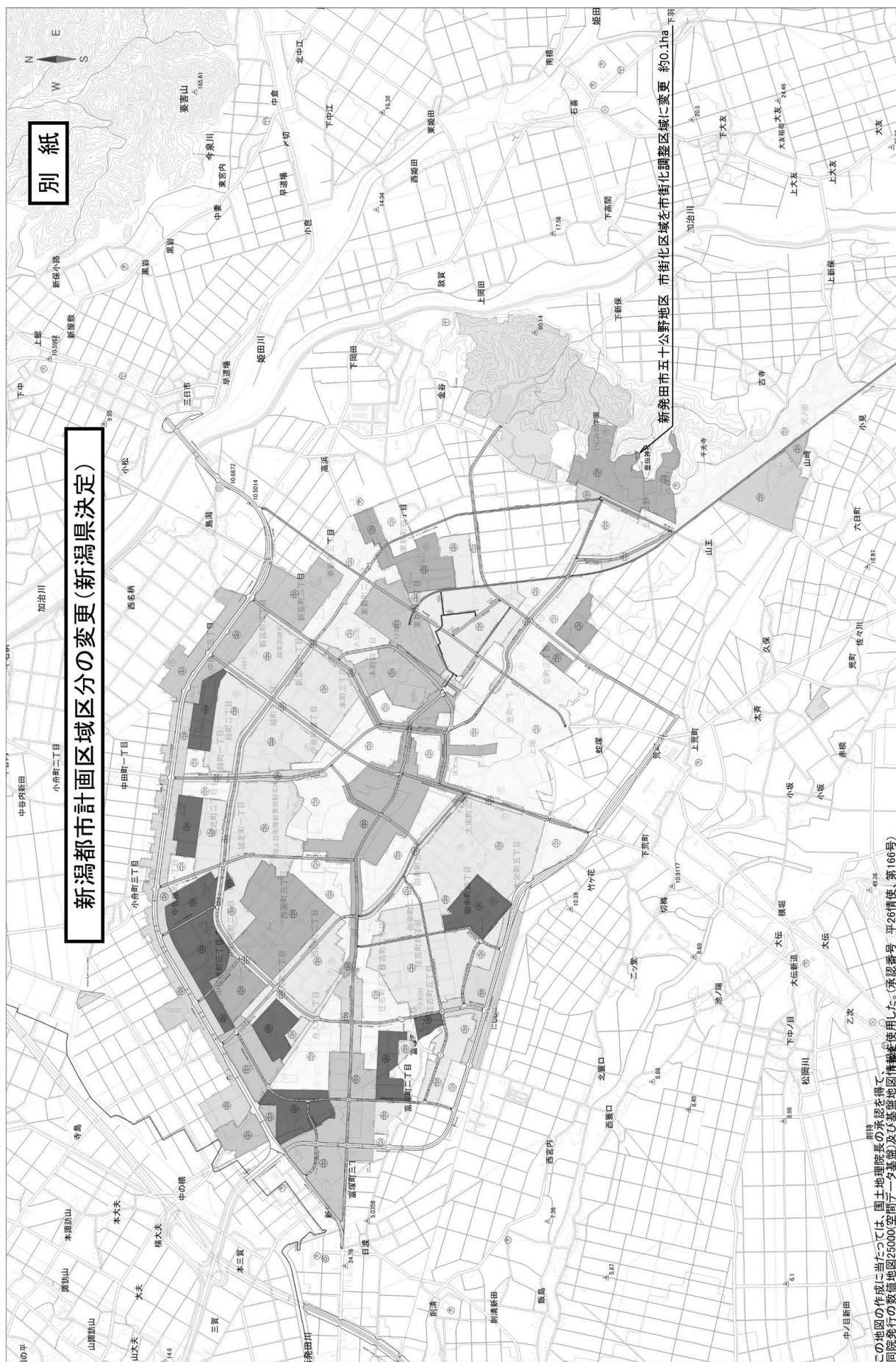
11 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会の開催予定時刻までに、係員の指示に従って公聴会の会場に入室すること。

なお、会場への入室は、午後1時30分から先着順で行い、公聴会の開催予定時刻前であっても、定員の20名になり次第終了する。

12 公聴会の中止

公述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。公聴会の傍聴を希望する者は、開催の有無について、あらかじめ問合せ先へ確認すること。



病院局公告

新潟県立加茂病院医療情報システム要件定義等支援業務プロポーザルの結果について（公告）

公募型プロポーザル方式による、新潟県立加茂病院医療情報システム要件定義等支援業務プロポーザルについて、審査の結果、最優秀提案者及び次点者を次のとおり特定したので公告する。

平成27年6月30日

新潟県病院事業管理者 若月 道秀

- 1 最優秀提案者
アイテック株式会社
- 2 次点者
株式会社病院システム

企業局管理規程

新潟県企業局管理規程第 7 号

新潟県電気事業の電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年 6 月30日

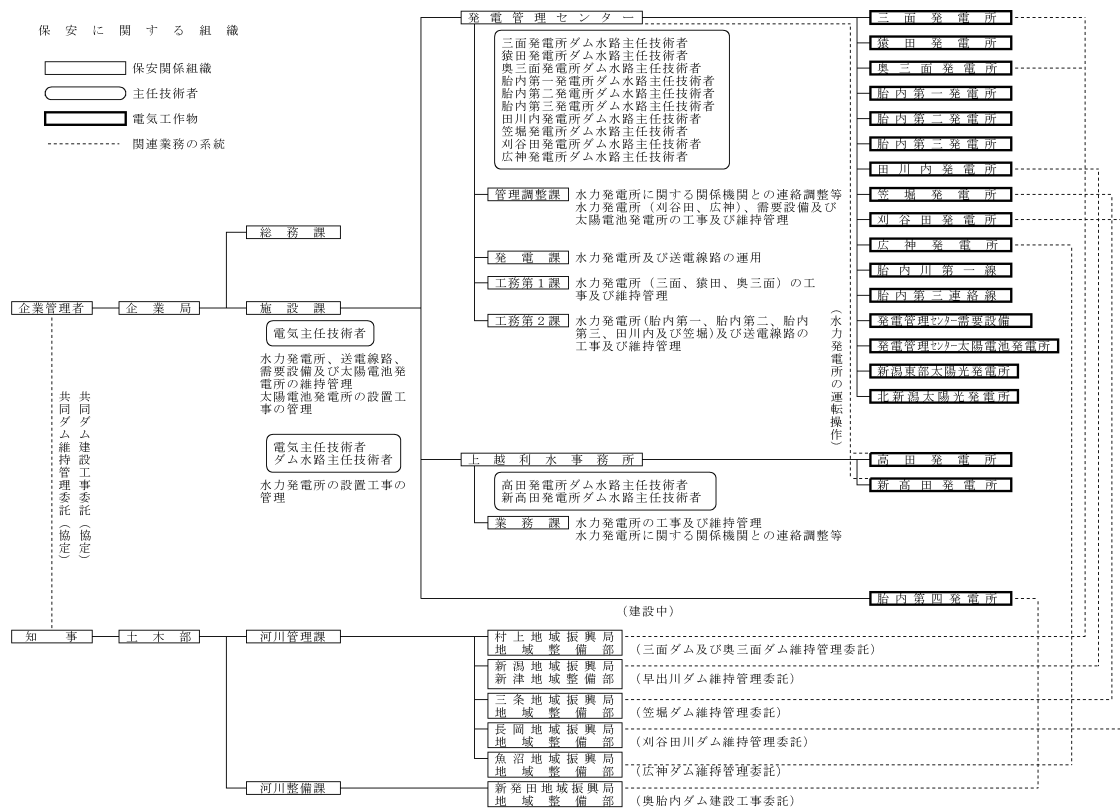
新潟県企業管理者 早 福 弘

新潟県電気事業の電気工作物保安規程の一部を改正する規程

新潟県電気事業の電気工作物保安規程（昭和61年新潟県企業局管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 4 条関係）



附 則

この規程は、平成27年 7 月 1 日から施行する。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第53号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の届出があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成27年 6 月30日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

(1) 政党の支部

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

届 年 月 日	政治団体の 名 称	代表者の氏名	会計責任者の 氏 名	主たる事務所の所在地	1以上の市町村の 区域等を単位とし て設けられた支部
------------------	--------------	--------	---------------	------------	----------------------------------

(平成)

27. 3. 6	維新の党新潟県 総支部	米山隆一	鈴木優大	長岡市千歳3丁目2番35号	○
----------	----------------	------	------	---------------	---

(ロ) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

届 年 月 日	政治団体の 名 称	代表者の氏名	会計責任者の 氏 名	主たる事務所の所在地	公職の種類	1以上の市町村の 区域等を単位とし て設けられた支部
------------------	--------------	--------	---------------	------------	-------	----------------------------------

(平成)

27. 3. 6	維新の党参議院 新潟県選挙区第 1支部	米山隆一	鈴木優大	長岡市千歳3丁目2番35号	参議院議員	○
----------	---------------------------	------	------	---------------	-------	---

(2) その他の政治団体

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

届 年 月 日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の 氏 名	主たる事務所の所在地
------------------	---------	--------	---------------	------------

(平成)

27. 1. 23	藤田ひろふみ後援会	藤田博史	須藤昭	三条市東裏館1-13-16高儀ビル2階
27. 3. 20	あさの一志を応援する 会	須佐義雄	村田福治	南蒲原郡田上町吉田新田甲43-4浅野一志方
27. 3. 12	安中ひろき後援会	石塚義教	石塚義教	柏崎市大字下田尻1413番地3
27. 3. 2	板倉恵一後援会	込山一仁	熊谷重彦	西蒲原郡弥彦村弥彦2562-3
27. 3. 6	大矢ひろみつ後援会	大矢弘光	宮島幸夫	小千谷市片貝町4977番地
27. 3. 11	柏木文男後援会	立川和榮	大谷眞	西蒲原郡弥彦村大字山崎27番地3
27. 3. 9	柄沢ひとし後援会	田邊博	柄澤直美	柏崎市西港町4-30
27. 3. 6	小林幸市後援会	廣川信之	遠藤登	長岡市土合町33-7
27. 3. 12	佐藤としお後援会	佐藤俊夫	小林進	加茂市宮寄上1181番地
27. 3. 30	真保薫後援会	真保和典	真保牧	加茂市青海町2丁目9番35号
27. 3. 20	椿一春後援会	椿一春	鶴巻久美子	南蒲原郡田上町羽生田丙722番地5
27. 3. 10	中野ひろえい後援会	松川壽男	中野純雄	新発田市向中条624番地
27. 3. 10	新潟県の将来を考える 会	渡邊政信	小林義則	妙高市大字坂井新田52
27. 3. 17	比企ひろまさ後援会	會田利志哉	比企幸子	新発田市長島698-5
27. 3. 5	藤田明美後援会	藤田明美	藤田和彦	加茂市大字下条丙129-2
27. 3. 23	民主党秋葉区	小島晋	片岡実	新潟市秋葉区みそら野2丁目4-12
27. 4. 1	重野まさき後援会	入澤稔	重野吉一	柏崎市北園町19-47
27. 4. 16	誠新会	小林誠	小林麻世	新発田市豊町4-7-19リベラルハイツB-1
27. 4. 21	税理士による斎藤洋明 後援会	小野寺眞夫	蟻塚剛	新発田市諏訪町1丁目13番17号新潟酒販2階
27. 4. 21	高橋正之後援会	高橋鉄雄	高橋清一	岩船郡関川村大字大石778番地
27. 5. 1	阿部幸夫後援会	峯村恒夫	中多俊一	妙高市除戸430番地
27. 5. 18	岩崎よしあき後援会	岩崎芳昭	山田勇	妙高市大字川上447番地
27. 5. 1	高橋くによし後援会	斎藤勝巳	高橋栄子	村上市泉町3-24
27. 5. 21	田中ともゆき後援会	田中真佐人	吉田哲也	北蒲原郡聖籠町大字二本松1862-1
27. 5. 28	長山会山古志・太田支 部	五十嵐興吉	長島二男吉	長岡市今井2-26
27. 5. 21	丸山章後援会	丸山章	柳昭彦	上越市清里区馬屋777
27. 5. 20	村越洋一後援会	村越洋一	大野幸一	妙高市猿橋981番地
27. 5. 7	横井もとゆき後援会	吉村友男	横井基至	阿賀野市牧島115-1

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成27年6月30日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

(1) 政党の支部

届 年 月 日	政 治 団 体 の 名 称	異 動 事 項	新 た に 届 出 の あ っ た 内 容
(平成)			
27. 1. 5	生活の党と山本太郎となかまたち新潟県総支部連合会	政治団体の区分	政党の支部
27. 1. 5	生活の党と山本太郎となかまたち新潟県参議院選挙区第1総支部	政治団体の区分	政党の支部
27. 1. 5	生活の党と山本太郎となかまたち新潟県第5区総支部	政治団体の区分	政党の支部
27. 3. 5	自由民主党岩室支部	代表者 会計責任者 主たる事務所の所在地	大平征夫 堀越正木 新潟市西蒲区西中461
27. 3. 25	自由民主党魚沼堀之内支部	会計責任者	竹田正志
27. 3. 23	自由民主党新潟県栄養士連盟支部	会計責任者	齋藤甚作
27. 3. 27	自由民主党新潟県建設産業支部	会計責任者	水野毅志
27. 3. 30	自由民主党新潟県宅建支部	代表者 会計責任者	平松勝 清田茂
27. 3. 25	自由民主党新潟県たばこ販売支部	主たる事務所の所在地	上越市本町5丁目3番29号
27. 3. 4	自由民主党松代支部	主たる事務所の所在地	十日町市太平62-1
27. 3. 12	自由民主党三島支部	代表者 会計責任者 主たる事務所の所在地	関根敏雄 北原功 長岡市下河根川1332
27. 3. 28	自由民主党湯之谷支部	会計責任者	佐藤正志
27. 4. 3	自由民主党守門支部	代表者 会計責任者 主たる事務所の所在地	志田貢 上村守 魚沼市大倉沢364-1
27. 4. 2	自由民主党十日町市支部	主たる事務所の所在地	十日町市下川原町17-1
27. 4. 1	自由民主党豊浦支部	代表者 主たる事務所の所在地	榎本正彦 新発田市吉浦239
27. 4. 1	自由民主党新潟県第一選挙区支部	会計責任者	中田学信
27. 4. 2	自由民主党新潟県十日町市・津南町第一支部	主たる事務所の所在地	十日町市下川原町17-1
27. 4. 2	自由民主党新潟県土地改良支部	主たる事務所の所在地	燕市吉田弥生町11-8
27. 4. 24	自由民主党新潟県新潟市第六支部	会計責任者	橋田香織
27. 4. 1	自由民主党松代支部	会計責任者	石口克行
27. 5. 28	公明党新潟県本部	会計責任者	小山進
27. 5. 25	公明党新潟第一総支部	代表者 主たる事務所の所在地	佐藤誠 新潟市東区上木戸4-5-15
27. 5. 25	公明党新潟第二総支部	代表者 会計責任者 主たる事務所の所在地	藤井達徳 杉田勝典 長岡市曲新町3-6-15
27. 5. 25	公明党新潟第三総支部	代表者 会計責任者 主たる事務所の所在地	野崎正志 渡辺喜夫 三条市新光町8-4

(2) その他の政治団体

届出 年月日	政治団体の名称	異動事項	新たに届出のあった内容
(平成)			
27. 3. 9	魚沼市川口町田中まさこ後援会 連合会	主たる事務所の所在地	魚沼市小出島598
27. 3. 31	内山米六後援会	代表者	内山米六
27. 3. 31	小澤実後援会	代表者	駒形悦夫
27. 3. 31	尾身孝昭後援会	主たる事務所の所在地	十日町市下川原町17-1
27. 3. 13	重川たかひろ後援会	代表者	前山力
		会計責任者	遠藤範昭
27. 3. 10	変えよう！五泉市安中聡の会	主たる事務所の所在地	五泉市刈羽丙965-2
27. 3. 30	笠原晴彦後援会	代表者	阪田憲史
27. 3. 6	加藤なおと後援会	会計責任者	八木義信
27. 3. 17	木菱晃栄後援会	会計責任者	佐藤光義
27. 3. 9	小出町田中眞紀子後援会	主たる事務所の所在地	魚沼市小出島598
27. 3. 10	幸福実現党三条後援会	会計責任者	蜂須豊
27. 3. 26	幸福実現党燕後援会	会計責任者	齊藤るみ子
27. 3. 4	幸福実現党新潟西後援会	代表者	榎本千佳子
		会計責任者	榎本千佳子
27. 3. 13	さかた光子後援会	代表者	渡邊喜彦
27. 3. 10	さんぐう直人後援会	主たる事務所の所在地	柏崎市大字本条2328-2
27. 3. 6	全日本不動産政治連盟新潟県本部	主たる事務所の所在地	新潟市中央区東出来島7番15号全日新潟 会館
27. 3. 4	田中直紀後援会	主たる事務所の所在地	長岡市今朝白1-10-7平井ビル4階
27. 3. 25	田原実後援会	代表者	歌川和明
		会計責任者	大月美佳子
27. 3. 25	田村まさゆき後援会	会計責任者	坂西静夫
		主たる事務所の所在地	南魚沼郡湯沢町湯沢3丁目3番地4坂西静 夫方
27. 3. 20	東新クラブ	代表者	若月透
		会計責任者	若月透
27. 3. 4	長岡設備関連団体協議会	代表者	金内義久
27. 3. 27	新潟県建設経済連盟	会計責任者	水野毅志
27. 3. 16	新潟県建築士事務所政経研究会	代表者	坂本忠志
27. 3. 30	新潟県不動産政治連盟	会計責任者	清田茂
27. 3. 4	新潟民社協会	主たる事務所の所在地	新潟市東区藤見町2-27-18
27. 3. 31	長谷川あり後援会	会計責任者	伊佐正一
27. 3. 30	丸山勝総後援会	代表者	小片勇
		会計責任者	江口登
27. 3. 24	水落敏栄十日町後援会	代表者	水落信市
27. 3. 4	宮川こうい後援会	代表者	庄司幸雄
		会計責任者	宮川好
27. 3. 24	村松二郎後援会	代表者	裾澤英男
27. 3. 31	山崎豊士後援会	代表者	中山生一
27. 3. 31	山田龍一後援会（一世会）	会計責任者	山田龍一
27. 3. 9	湯之谷田中まさこ後援会	会計責任者	須佐和市
27. 4. 2	阿部さとし後援会	主たる事務所の所在地	新発田市五十公野5144-1
27. 4. 1	いいざわ一郎後援会	政治団体の名称	いいざわ後援会
27. 4. 7	池田和幸後援会	代表者	川口伊麻里
27. 4. 14	菊守青年同盟薫風櫻花塾新潟県 総本部	会計責任者	坂上健太
27. 4. 2	小杉かずや後援会	会計責任者	船山一雄
27. 4. 14	新政経調査会	会計責任者	坂上健太
27. 4. 2	永井亮一後援会	代表者	桑原章

		会計責任者	内山省三
		主たる事務所の所在地	長岡市来迎寺3963番地
27. 4. 2	新潟県土地改良政治連盟	主たる事務所の所在地	燕市吉田弥生町11-8
27. 4. 27	横尾ゆきひで後援会	主たる事務所の所在地	妙高市大字坂井新田52番地
27. 4. 2	吉田和夫後援会	会計責任者	八幡均
27. 5. 1	阿部さとし後援会	主たる事務所の所在地	新発田市五十公野4837の6
27. 5. 1	板垣いさお後援会	主たる事務所の所在地	新発田市下内竹546-7
27. 5. 18	西蒲を良くする会	代表者	五十嵐諭
		会計責任者	五十嵐諭
		主たる事務所の所在地	新潟市西蒲区漆山7000-11

◎新潟県選挙管理委員会告示第55号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成27年 6 月30日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

(1) 政治団体の名称

ア. その他の政治団体

解 散

年 月 日 政 治 団 体 の 名 称
(平成)

19. 12. 31	比企ひろまさ後援会
23. 3. 31	藤田ひろふみ後援会
25. 12. 31	吉田六左エ門後援会
26. 9. 30	八幡行雄後援会
26. 12. 1	石田敏明後援会（明水会）
26. 12. 1	石田敏明の会
26. 12. 23	大沼長榮後援会
26. 12. 30	斉藤いさお後援会
26. 12. 31	田中ともゆき後援会

(2) 収支報告書の要旨

ア. その他の政治団体

政治団体の名称 比企ひろまさ後援会

報告年月日 平成 27年 3月 17日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 田中ともゆき後援会

報告年月日 平成 27年 5月 21日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 藤田ひろふみ後援会

報告年月日 平成 27年 1月 23日

1 収入総額	401,250 円
前年繰越額	401,250 円
本年収入額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 吉田六左エ門後援会

報告年月日 平成 27年 5月 22日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 八幡行雄後援会

報告年月日 平成 27年 3月 6日

1 収入総額	109,400 円
前年繰越額	109,400 円
本年収入額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 石田敏明後援会 (明水会)

報告年月日 平成 27年 3月 18日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 石田敏明の会

報告年月日 平成 27年 3月 18日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 大沼長榮後援会

報告年月日 平成 27年 3月 24日

1 収入総額	388,424 円
前年繰越額	388,424 円
本年収入額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 斉藤いさお後援会

報告年月日 平成 27年 3月 19日

1 収入総額	115,940 円
前年繰越額	115,940 円
本年収入額	0 円
2 支出総額	55,277 円
3 支出の内訳	
政治活動費	55,277 円
調査研究費	47,794 円
その他の経費	7,483 円
合 計	55,277 円

◎新潟県選挙管理委員会告示第56号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第 1 項の規定による政治団体の収支に関する報告書の要旨を同法第20条第 1 項の規定により次のとおり公表する。

平成27年 6 月30日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

平成25年分

〔政党の支部〕

政治団体の名称 自由民主党入広瀬村支部

報告年月日 平成 27年 3月 3日

1 収入総額	470,706 円
前年繰越額	433,246 円
本年収入額	37,460 円
2 支出総額	270,400 円
3 本年収入の内訳	
個人の負担する党費又は会費	32,400 円
	30 人
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	5,000 円
自由民主党新潟県支部連合会	5,000 円
その他の収入	60 円
10万円未満の収入	60 円
合 計	37,460 円
4 支出の内訳	
経常経費	40,000 円
人件費	40,000 円
政治活動費	230,400 円
組織活動費	230,400 円
合 計	270,400 円

政治団体の名称 自由民主党栄支部

報告年月日 平成 27年 3月 27日

1 収入総額	415,266 円
前年繰越額	159,666 円
本年収入額	255,600 円
2 支出総額	140,889 円
3 本年収入の内訳	
個人の負担する党費又は会費	105,600 円
	98 人
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	150,000 円
自由民主党新潟県第四選挙区支部	70,000 円
自由民主党新潟県支部連合会	80,000 円
合 計	255,600 円
4 支出の内訳	
経常経費	40,000 円
光熱水費	10,000 円
備品・消耗品費	10,000 円
事務所費	20,000 円
政治活動費	100,889 円
組織活動費	50,820 円
機関紙誌の発行その他の事業費	2,069 円
その他の事業費	2,069 円
その他の経費	48,000 円
合 計	140,889 円

政治団体の名称 自由民主党出雲崎町支部

報告年月日 平成 27年 3月 30日

1 収入総額	328,032 円
前年繰越額	156,832 円
本年収入額	171,200 円

2 支出総額	98,500 円
3 本年収入の内訳	
個人の負担する党費又は会費	85,200 円
	85 人
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	86,000 円
自由民主党新潟県支部連合会	60,000 円
自由民主党新潟県第二選挙区支部	26,000 円
合 計	171,200 円
4 支出の内訳	
政治活動費	98,500 円
組織活動費	53,602 円
調査研究費	40,000 円
その他の経費	4,898 円
合 計	98,500 円

政治団体の名称 自由民主党川口町支部

報告年月日 平成 27年 3月 2日

1 収入総額	58,000 円
前年繰越額	8,000 円
本年収入額	50,000 円
2 支出総額	50,000 円
3 本年収入の内訳	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	50,000 円
自由民主党新潟県支部連合会	50,000 円
合 計	50,000 円
4 支出の内訳	
政治活動費	50,000 円
組織活動費	50,000 円
合 計	50,000 円

政治団体の名称 自由民主党朝日村支部

報告年月日 平成 27年 3月 18日

1 収入総額	198,195 円
前年繰越額	50,169 円
本年収入額	148,026 円
2 支出総額	170,400 円
3 本年収入の内訳	
個人の負担する党費又は会費	63,000 円
	63 人
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	85,000 円
自由民主党新潟県支部連合会	60,000 円
自由民主党新潟県第三選挙区支部	25,000 円
その他の収入	26 円
10万円未満の収入	26 円
合 計	148,026 円
4 支出の内訳	
経常経費	7,000 円
備品・消耗品費	7,000 円
政治活動費	163,400 円
組織活動費	62,400 円
選挙関係費	101,000 円
合 計	170,400 円

政治団体の名称 自由民主党新潟県三条市第二支部

報告年月日 平成 27年 3月 16日

1 収入総額	89,800 円
前年繰越額	41,200 円
本年収入額	48,600 円
2 支出総額	57,763 円
3 本年収入の内訳	
個人の負担する党費又は会費	48,600 円
	51 人
合 計	48,600 円
4 支出の内訳	
政治活動費	57,763 円
組織活動費	57,763 円
合 計	57,763 円

政治団体の名称 自由民主党村上市支部

報告年月日 平成 27年 3月 12日

1 収入総額	219,000 円
前年繰越額	0 円
本年収入額	219,000 円
2 支出総額	202,196 円
3 本年収入の内訳	
個人の負担する党費又は会費	69,000 円
	67 人
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	150,000 円
自由民主党新潟県支部連合会	150,000 円
合 計	219,000 円
4 支出の内訳	
経常経費	796 円
備品・消耗品費	796 円
政治活動費	201,400 円
組織活動費	46,400 円
選挙関係費	155,000 円
合 計	202,196 円

【資金管理団体】

政治団体の名称 青木太一郎を支援する会

資金管理団体の届出をした者の氏名 青木太一郎

資金管理団体の届出に係る公職の種類 県議会議員

報告年月日 平成 27年 3月 31日

1 収入総額	1,152,373 円
前年繰越額	52,373 円
本年収入額	1,100,000 円
2 支出総額	1,098,042 円
3 本年収入の内訳	
個人の負担する党費又は会費	400,000 円
	400 人
寄附（内訳別掲）	700,000 円
個人からの寄附	700,000 円
合 計	1,100,000 円
4 寄附の内訳	
個人からの寄附	
（寄附者の氏名）（金額）（住所）	
青木太一郎	700,000 円 新潟市西区

小 計 700,000 円

5 支出の内訳

経常経費	1,098,042 円
備品・消耗品費	498,042 円
事務所費	600,000 円
合 計	1,098,042 円

政治団体の名称 小林林一後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 小林林一

資金管理団体の届出に係る公職の種類 県議会議員

報告年月日 平成 27年 3月 26日

1 収入総額	1,323,156 円
前年繰越額	43,156 円
本年収入額	1,280,000 円
2 支出総額	1,300,000 円
3 本年収入の内訳	
寄附（内訳別掲）	1,280,000 円
政治団体からの寄附	1,280,000 円
合 計	1,280,000 円
4 寄附の内訳	
政治団体からの寄附	
（寄附者の氏名）（金額）（事務所の所在地）	
自由民主党新潟県支部連合会	600,000 円 新潟市中央区
自由民主党新潟県上越市第一支部	680,000 円 上越市
小 計	1,280,000 円

5 支出の内訳

経常経費	1,300,000 円
人件費	1,000,000 円
光熱水費	65,000 円
備品・消耗品費	35,000 円
事務所費	200,000 円
合 計	1,300,000 円

6 資産等の内訳

借入金	
（借入先）（借入残高）	
小林林一	6,500,000 円

政治団体の名称 博山会

資金管理団体の届出をした者の氏名 栗原博久

資金管理団体の届出に係る公職の種類 参議院議員

国会議員関係政治団体の区分 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 栗原博久

公職の候補者に係る公職の種類 参議院議員

報告年月日 平成 27年 3月 31日

1 収入総額	3,000,000 円
前年繰越額	0 円
本年収入額	3,000,000 円
2 支出総額	2,998,634 円
3 本年収入の内訳	
借入金	3,000,000 円
栗原ミネ子	3,000,000 円
合 計	3,000,000 円

4 支出の内訳

経常経費	2,604,482 円
人件費	1,365,000 円
光熱水費	91,445 円
備品・消耗品費	467,435 円
事務所費	680,602 円
政治活動費	394,152 円
組織活動費	386,228 円
調査研究費	7,924 円
合 計	2,998,634 円

5 資産等の内訳

借入金	
(借入先) (借入残高)	
栗原ミネ子	3,000,000 円

政治団体の名称 山田龍一後援会(一世会)

資金管理団体の届出をした者の氏名 山田龍一
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 町議会議員
 報告年月日 平成 27年 3月 31日

1 収入総額	1,978 円
前年繰越額	1,978 円
本年収入額	0 円
2 支出総額	0 円

〔その他の政治団体〕

政治団体の名称 青木太一郎後援会

報告年月日 平成 27年 3月 31日

1 収入総額	3,781,693 円
前年繰越額	90,493 円
本年収入額	3,691,200 円
2 支出総額	3,681,596 円
3 本年収入の内訳	
個人の負担する党費又は会費	400,000 円
	40 人
寄附(内訳別掲)	400,000 円
個人からの寄附	400,000 円
機関紙誌の発行その他の事業による収入	2,891,200 円
県政報告研修旅行会	2,851,200 円
ゲートボール大会	40,000 円
合 計	3,691,200 円

4 寄附の内訳

個人からの寄附 (寄附者の氏名) (金額) (住所)	
青木太一郎	400,000 円 新潟市西区
小 計	400,000 円

5 支出の内訳

経常経費	762,726 円
人件費	570,000 円
備品・消耗品費	61,760 円
事務所費	130,966 円
政治活動費	2,918,870 円
機関紙誌の発行その他の事業費	2,918,870 円
その他の事業費	2,918,870 円
合 計	3,681,596 円

政治団体の名称 あさま信一後援会

報告年月日 平成 27年 3月 24日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 大原伊一後援会

報告年月日 平成 27年 3月 27日

1 収入総額	1,177,838 円
前年繰越額	1,177,838 円
本年収入額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 おのじま哲雄後援会

報告年月日 平成 27年 3月 31日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 大嶋ゆきこを応援する会

報告年月日 平成 27年 3月 30日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 田中ともゆき後援会

報告年月日 平成 27年 5月 21日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 十日町を再生する会

報告年月日 平成 27年 3月 18日

1 収入総額	2,620,635 円
前年繰越額	0 円
本年収入額	2,620,635 円
2 支出総額	2,620,635 円
3 本年収入の内訳	
寄附(内訳別掲)	2,620,635 円
個人からの寄附	2,620,635 円
合 計	2,620,635 円

4 寄附の内訳

個人からの寄附 (寄附者の氏名) (金額) (住所)	
樋口明弘	1,500,000 円 十日町市
樋口こずえ	1,000,000 円 十日町市
その他	120,635 円
小 計	2,620,635 円

5 支出の内訳

経常経費	1,657,662 円
人件費	1,231,200 円
光熱水費	86,860 円
備品・消耗品費	181,760 円
事務所費	157,842 円
政治活動費	962,973 円
組織活動費	123,501 円
選挙関係費	284,272 円
機関紙誌の発行その他の事業費	555,200 円

宣伝事業費	521,600 円
その他の事業費	33,600 円
合 計	2,620,635 円

政治団体の名称 十日町を心配する会

報告年月日 平成 27年 3月 18日

1 収入総額	300,000 円
前年繰越額	0 円
本年収入額	300,000 円
2 支出総額	300,000 円
3 本年収入の内訳	
寄附（内訳別掲）	300,000 円
個人からの寄附	300,000 円
合 計	300,000 円
4 寄附の内訳	
個人からの寄附	
その他	300,000 円
小 計	300,000 円
5 支出の内訳	
経常経費	300,000 円
人件費	300,000 円
合 計	300,000 円

政治団体の名称 樋口浩二後援会

報告年月日 平成 27年 3月 27日

1 収入総額	81,996 円
前年繰越額	81,996 円
本年収入額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 古川のぼる後援会

報告年月日 平成 27年 3月 18日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 牧野晶後援会

報告年月日 平成 27年 3月 2日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 山崎豊士後援会

報告年月日 平成 27年 3月 31日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 横田卯一後援会

報告年月日 平成 27年 3月 27日

1 収入総額	16,115 円
前年繰越額	16,113 円
本年収入額	2 円
2 支出総額	0 円
3 本年収入の内訳	
その他の収入	2 円
10万円未満の収入	2 円
合 計	2 円

政治団体の名称 若井達男後援会

報告年月日 平成 27年 3月 30日

1 収入総額	0 円
2 支出総額	0 円

政治団体の名称 わたなべ広宣後援会

報告年月日 平成 27年 3月 31日

1 収入総額	43,465 円
前年繰越額	43,465 円
本年収入額	0 円
2 支出総額	0 円

◎新潟県選挙管理委員会告示第57号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第

19条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成27年6月30日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

届年	出月	出日	資金管理団体の 届出をした者の 氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
27.	1.	23	藤田博史	県議会議員	藤田ひろふみ後援会	三条市東裏館1-13-16高儀ビル2階	藤田博史
27.	3.	10	田村要介	指定都市議会議員	たむら要介後援会	新潟市西区榎尾字中曽根56-1	田村要介
27.	4.	16	小林誠	市議会議員	誠新会	新発田市豊町4-7-19リベラルハイツB-1	小林誠

◎新潟県選挙管理委員会告示第58号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成27年6月30日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

届年	出月	出日	資金管理団体の 届出をした者の 氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新たに届出のあった内容
27.	4.	27	横尾幸秀	県議会議員	横尾ゆきひで後援会	主たる事務所の所在地	妙高市大字坂井新田52番地

◎新潟県選挙管理委員会告示第59号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消し等の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成27年6月30日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

(1) 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体
でなくなった
旨の届出年月日

届出をした者の 氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
27. 3. 13 坂田光子	県議会議員	さかた光子後援会	三条市荒町2丁目21番14号	坂田光子

教育委員会公告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年6月30日

新潟県立図書館長 桑原 光矢

- 調達件名
新潟県立図書館清掃業務委託 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県立図書館
新潟県新潟市中央区女池南3丁目1番2号
- 調達方法

- 業務委託
- 4 契約方式
一般競争入札
- 5 落札決定日
平成27年 6 月11日
- 6 落札者の氏名及び住所
株式会社ビルメン信越コントロールズ新潟営業所
新潟県柏崎市米山台 3 丁目 7 番 6 号
- 7 落札価格
20,062,080円
- 8 入札公告日
平成27年 5 月 1 日
- 9 落札方式
最低価格

労働委員会告示

◎新潟県労働委員会告示第 5 号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第 5 条第 2 項の規定により、新潟県病院局の職員が結成し、又は加入する新潟県立病院労働組合について、新潟県病院局の職員のうち労働組合法（昭和24年法律第174号）第 2 条第 1 号に規定する者の範囲を、平成27年 6 月19日次のとおり認定した。

なお、平成27年新潟県労働委員会告示第 3 号は廃止する。

平成27年 6 月30日

新潟県労働委員会

会 長 児 玉 武 雄

勤 務 箇 所	役 職 名
本 庁	局長 次長 参事 課長 業務指導監 課長補佐 経営企画員 総務係長 職員係長 総務課の副参事、主査、主任及び主事（給与、人事、労働組合に関する事務を行う者に限る。）
清 算 事 務 所	所長 次長
病 院	院長 副院長 循環器病センター長 診療部長（がんセンター新潟病院にあつては臨床部長、研究部長及び情報調査部長） 薬剤部長（中央病院、精神医療センター、吉田病院、がんセンター新潟病院及び新発田病院に限る。） 看護部長 事務長 事務長補佐
看護専門学校	学校長 教頭 事務長

新潟海区漁業調整委員会指示

◎新潟海区漁業調整委員会指示第 8 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第 1 項の規定により、広域型増殖場における水産動植物の保護育成を図るため、次のとおり水産動植物の採捕を禁止する。

ただし、試験研究等のため水産動植物を採捕する旨、海区漁業調整委員会に届出し適当と認めた者については適用しない。

平成27年 6 月30日

新潟海区漁業調整委員会 会長 宮島 英雄

- 1 禁止海域
- 次に掲げるチ、ツ、テ、ト及びチの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域
- 点チ 北緯37度17.364分、東経138度21.919分の点
- 点ツ 北緯37度17.709分、東経138度22.396分の点

点テ 北緯37度17.998分、東経138度21.963分の点

点ト 北緯37度17.725分、東経138度21.510分の点

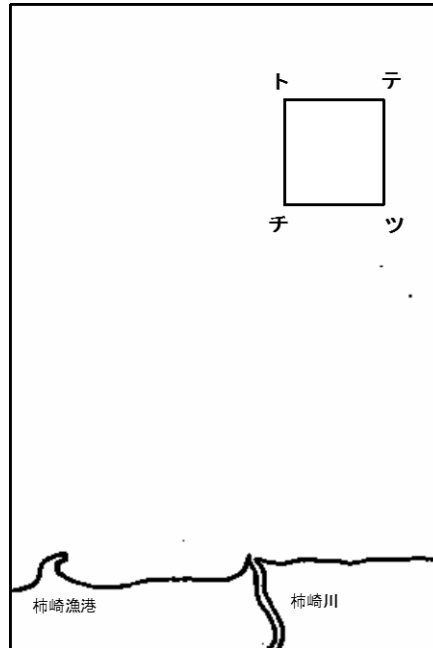
2 禁止期間

平成27年8月20日から平成27年11月30日まで

及び平成28年8月20日から平成28年11月30日まで

柿崎地区広域型増殖場

水産動植物採捕禁止区域図



◎新潟海区漁業調整委員会指示第9号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、広域型増殖場における水産動植物の保護育成を図るため、次のとおり水産動植物の採捕を禁止する。

ただし、試験研究等のため水産動植物を採捕する旨、海区漁業調整委員会に届出し適当と認めた者については適用しない。

平成27年6月30日

新潟海区漁業調整委員会 会長 宮島 英雄

1 禁止海域

(1) 次に掲げるア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域

点ア 北緯38度00.278分、東経139度09.995分の点

点イ 北緯38度00.028分、東経139度10.126分の点

点ウ 北緯38度00.360分、東経139度11.136分の点

点エ 北緯38度00.609分、東経139度11.005分の点

(2) 次に掲げるオ、カ、キ、ク及びオの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域

点オ 北緯38度11.543分、東経139度22.619分の点

点カ 北緯38度11.443分、東経139度23.002分の点

点キ 北緯38度12.676分、東経139度23.552分の点

点ク 北緯38度12.776分、東経139度23.152分の点

(3) 次に掲げるケ、コ、サ、シ及びケの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域

点ケ 北緯37度55.886分、東経138度54.960分の点

点コ 北緯37度55.555分、東経138度55.234分の点

点サ 北緯37度56.145分、東経138度56.391分の点

点シ 北緯37度56.459分、東経138度56.127分の点

(4) 次に掲げるス、セ、ソ、タ及びスの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域

点ス 北緯38度4.863分、東経139度17.624分の点

点セ 北緯38度4.607分、東経139度18.091分の点

点ソ 北緯38度5.422分、東経139度18.942分の点

点タ 北緯38度5.735分、東経139度18.492分の点

(5) 次に掲げるチ、ツ、テ、ト及びチの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域

点チ 北緯38度16.207分、東経139度24.167分の点

点ツ 北緯38度16.186分、東経139度24.615分の点

点テ 北緯38度17.087分、東経139度24.932分の点

点ト 北緯38度17.103分、東経139度24.496分の点

(6) 次に掲げるナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ、ヒ及びナの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域

点ナ 北緯38度22.178分、東経139度26.189分の点

点ニ 北緯38度22.494分、東経139度25.010分の点

点ヌ 北緯38度22.173分、東経139度24.918分の点

点ネ 北緯38度22.394分、東経139度24.090分の点

点ノ 北緯38度22.060分、東経139度23.954分の点

点ハ 北緯38度21.681分、東経139度24.008分の点

点ヒ 北緯38度21.263分、東経139度25.821分の点

(7) 次に掲げるフ、ヘ、ホ、マ及びフの各点を順次結んだ線によって囲まれた海域

点フ 北緯38度26.722分、東経139度14.718分の点

点ヘ 北緯38度26.372分、東経139度15.148分の点

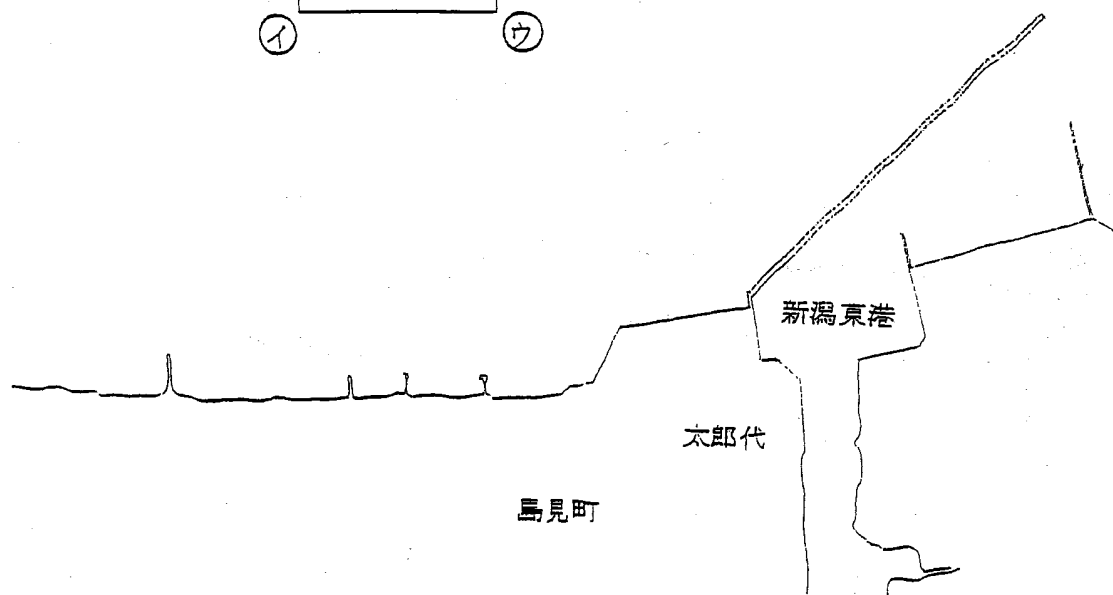
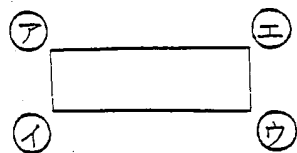
点ホ 北緯38度26.805分、東経139度15.716分の点

点マ 北緯38度27.154分、東経139度15.286分の点

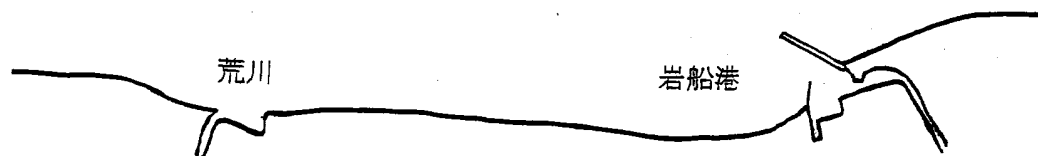
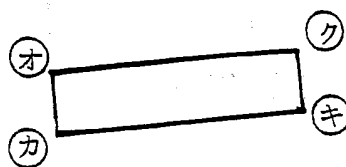
2 禁止期間

平成27年 8 月20日から平成27年11月30日まで
及び平成28年 8 月20日から平成28年11月30日まで

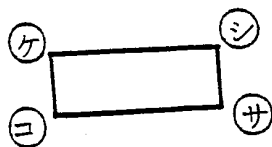
新潟地区広域型増殖場
水産動植物採捕禁止区域



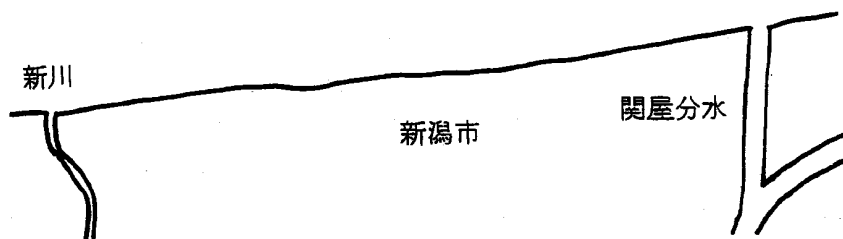
岩船地区広域型増殖場
水産動植物採捕禁止区域



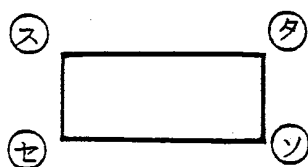
(3)



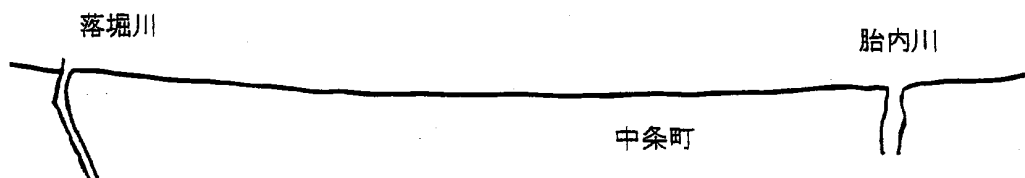
新潟地区広域型増殖場
水産動植物採捕禁止区域



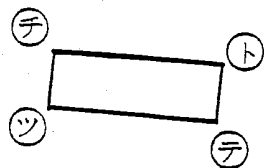
(4)



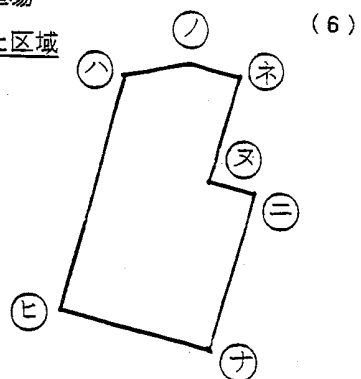
北蒲地区広域型増殖場
水産動植物採捕禁止区域



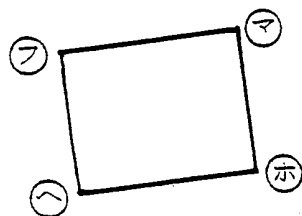
(5) 上海府地区広域型増殖場
水産動植物採捕禁止区域



山北地区広域型増殖場
水産動植物採捕禁止区域



(7)



粟島地区広域型増殖場
水産動植物採捕禁止区域

